

APECエンジニアに関する 最近の動向について

建設大臣官房技術調査室技術審議官付補佐 しまづ 嶋津 しんいち 伸一

わが国では1994年以降、公共工事の入札・契約制度の大改革が行われました。また1996年にはWTOの新たな「政府調達に関する協定」が発効し、建設コンサルタントサービスを含むわが国の建設市場の国際化が急速に進展しています。一方、諸外国においても技術者の国際的移動性を促進するために、技術者資格の相互承認に向けた取り組みが進められています。

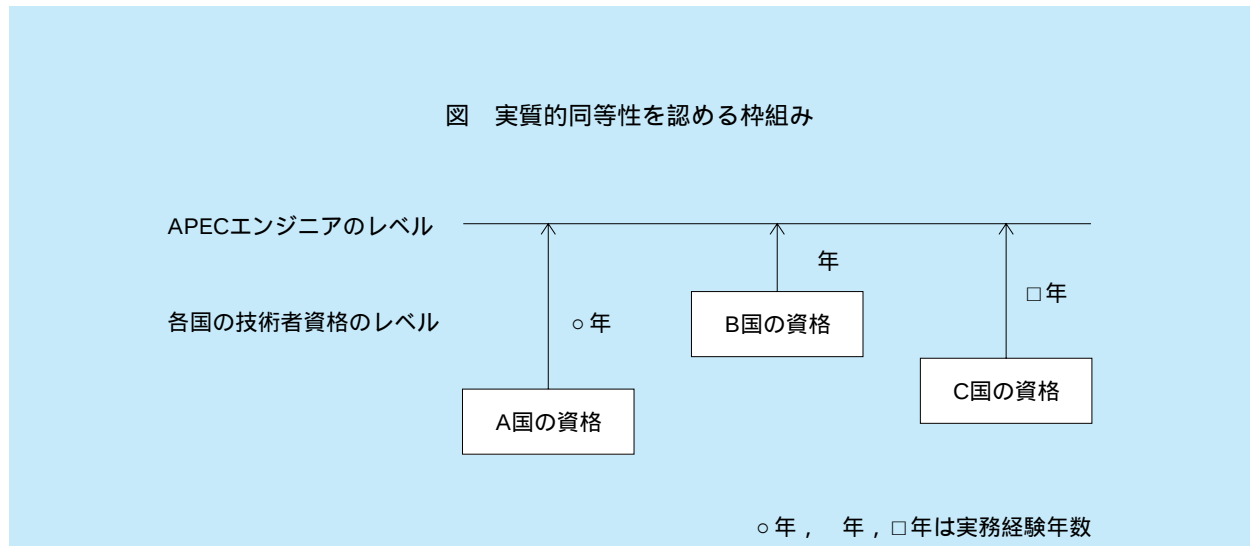
WTO・GATS（サービスの貿易に関する一般協定）においては、2国間の相互免除協定の基礎となる多角的規律の作成が進められており、すでに会計士の分野ではサービス貿易理事会において採択されています。また、北米ではNAFTA（カナダ、米国、メキシコ）が、ヨーロッパではFEANI（27カ国）がそれぞれ地域内での技術者資格の相互承認を進めており、さらにアングロサクソン系の国を主体にしたEMF（Engineers Mobility Forum。参加国は1999年11月現在、アイルランド、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、英国、米国、南アフリカ、香港、日本、マレーシアの10カ国。FEANIとAPECエンジニア調整委員会が暫定会員）も同様な協定づくりを進めています。

わが国が属するAPEC^注域内においても、技術者の国境を越えた流動化を図るため、APEC HRDWG（人材養成作業部会）において、1996年より技術者資格相互承認プロジェクトが推進されています。

このプロジェクトでは、一定の要件を満たした技術者を、各国が「APECエンジニア」として登録し、これらの技術者について関係する2国間が相互承認していくことで、技術者の流動化を推進することになっています。具体的には、第1段階として、APECにおける共通の技術者資格となるAPECエンジニアに関して合意する実質的同等性を認める枠組みの作成と、第2段階として、お互いの国において業務免許を交付する権限をもつ監督官庁からAPECエンジニアが一部または全部の審査を免除されることを2国間（が基本）で合意する相互免除協定締結という2段階で進められることになります。

「実質的同等性を認める」とは、一定の能力や経験をもった各国の技術者をAPECエンジニアとして審査・登録することを指しますが、同時に、それぞれレベルの異なる各国の資格を、APECエンジニアという共通の尺度に基づいて評価する

図 実質的同等性を認める枠組み



ことによって、その位置付け（レベル差）を明確にするという効果があります（図参照）。これがあることによって、相互免除協定の締結へ向けた取組みがスムーズに進むことになります。なお、以上のような内容であることから、実質的同等性を認める枠組みについては各国のエンジニア団体間で、また相互免除協定については各国政府間で話し合われることになります。現在は実質的同等性を認める枠組み作成に向けた取組みが行われているところです。

相互承認を進めることについては次のようなメリット・デメリットが考えられます。まずメリットとしては、

- ① わが国の技術者が外国で活躍しやすくなる
- ② 海外企業がわが国の市場へ参入しやすくなる
環境を醸成できることにより、外国の優秀な技術を導入しやすくなる

の2点が考えられます。一方、デメリットとしては、

相互承認が進むことによって、わが国の建設コンサルタントの国内市場が狭められるとの懸念があります。しかし今後、外国企業の参入は相互承認の有無にかかわらず拡大すると考えられることから、デメリットの部分はあまり大きくないと考えられます。また実際の市場参入については、技術者資格の相互承認以外の要素も多い

ため、総合的に判断する必要があります。

相互承認を進めない場合には、従来どおり外国の建設コンサルタント技術者を個別に認定することとなるとともに、わが国の技術者資格は外国で通用しにくい状況が続きます。このため、相互承認が存在する場合と比べて、わが国の建設コンサルタントが海外に進出しにくいと考えられます。特に、これから国内の建設市場が縮小の傾向をたどると予想される中で、海外へ活路を見出す企業も増えると考えられ、その際、国内の技術者が不利な扱いを受けないようにするという意味でも、相互承認は必要です。

また APEC エンジニアに参加する意義としては、単に APEC 域内での技術者の移動促進のみならず、その後に続く国際的な相互承認へつながる可能性もあり、この流れに乗り遅れないようにする必要があるという理由もあります。

具体的な APEC エンジニアの審査・選定、登録等の実施にあたっては、各国がそれぞれモニタリング委員会を国内に設置してこの業務にあてることが、APEC HRD WG において採択されています。

1998年11月5、6日にシドニーで開催された APEC 技術者資格相互承認プロジェクト運営委員会では以下の内容に関して討議がなされまし

た。なお参加国は、オーストラリア、カナダ、中国、香港（オブザーバー）、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの13エコノミーです。

(1) 対象となる技術分野について

以下の九つの技術分野の中から各国ともに少なくとも一つ以上の技術分野について登録の手続きをとることとされました。

- ① 土木（Civil）
- ② 構造（Structural）
- ③ 土質（Geotechnical）
- ④ 環境（Environmental）
- ⑤ 機械（Mechanical）
- ⑥ 電気（Electrical）
- ⑦ 産業（Industrial）
- ⑧ 鉱山（Mining）
- ⑨ 化学（Chemical）

(2) モニタリング委員会の要綱

各国に設置されるモニタリング委員会の役割は次のように規定されました。

- ① 当該エコノミーの APEC エンジニアの登録の実施
- ② 関連作業の窓口となること
- ③ 登録された APEC エンジニアの情報を提供すること
- ④ 各国における APEC エンジニア審査登録基準の策定

(3) APEC エンジニア登録規定

APEC エンジニア登録規定について検討され、APEC エンジニアに要求される五つの要件が取りまとめられました。

- ① 認定（accredit）または承認（recognise）された工学教育プログラムの終了
- ② 自己の判断による業務遂行能力の保有
- ③ 7年以上の実務経験
- ④ 重要なエンジニア業務における責任ある役割を2年以上遂行
- ⑤ 継続的な能力開発の実施

(4) その他

第1回の調整委員会が開催されるまでの間、暫定的に参加エコノミー間の APEC エンジニアのレベル調整等の準備作業を行うために、各エコノミー1名の専門家で構成される専門家会合を設立することになりました。わが国からは西野文雄埼玉大学教授が参加することになりました。

なお、わが国からは当面、土木・構造の分野で先行して相互承認を図ることを表明しました。また、対象となる資格は、土木では技術士、構造では技術士または一級建築士となります。一級建築士については、資格保有者のうち建築構造に関する実務を行っている者が対象となります。

運営委員会での上記決定を受けて、1999年1月にわが国の APEC エンジニア・モニタリング委員会が設置されました。このモニタリング委員会は、前述の西野教授を委員長とし、土木・建築それぞれの学識経験者および資格試験の実施機関、資格に関係の深い業団体の代表の方を委員として構成されています。

また委員会の庶務は当面、(社)日本技術士会において処理することとなりました。

さらに関係省庁については、直接はモニタリング委員会の委員にはならないものの、同じく1999年1月に科学技術庁を事務局として設置された「APEC 技術者資格相互承認プロジェクト関係省庁連絡会」を通じてモニタリング委員会を支援していくこととしています。

この連絡会の事務内容は、

- ① APEC エンジニアにかかわるわが国の対応に関すること
- ② APEC エンジニア・モニタリング委員会に関すること
- ③ その他、APEC エンジニアに関することとなっています。

モニタリング委員会では1月以降、精力的に議論が進められ、日本としての審査登録基準（案）を取りまとめました。また APEC エンジニアに要求される5要件のうちの一つである「重要な業務における責任ある立場での実務経験」の具体化のため、そのイメージを次のように作成しまし

た。

- ① 比較的小さな規模の業務について、企画、計画、設計、管理、監理、調整などの大半を実施した経験
- ② 比較的大きな規模の業務の一部を担当して、業務全体を理解した上で関連部署との調整やチームの指導などを行い、業務を実施した経験
- ③ 複雑な条件下の業務、新しい考え方が求められる業務、あるいは複数の領域にまたがる業務などを実施した経験

これらの成果は1999年7月28、29日に東京で開催された専門家会合において各国に対し提案され、そのまま調整委員会に諮られることとなりました。

その後1999年11月5、6日には、シドニーにおいて第2回運営委員会および第1回調整委員会が開催されました。参加国はオーストラリア、カナダ、香港、日本、韓国、ニュージーランド、マレーシア、フィリピン、パプアニューギニア、タイ、米国、ベトナムの12カ国です。主な討議内容は次のとおりです。

○第2回運営委員会

- ・各国のモニタリング委員会における作業の進捗状況
- ・東京での専門家会合の報告
- ・APEC エンジニア登録規定の微修正
- ・調整委員会の発足について

○第1回調整委員会（参加者は運営委員会と同じ）

- ・調整委員会のルール作成
- ・各国の審査登録基準（案）の説明
- ・ワークショップでの検討課題
- ・次回調整委員会について

これら二つの会議の結果、オーストラリア、カナダ、香港、日本、韓国、マレーシア、ニュージーランド、タイの8カ国がAPEC エンジニア登

録規定に沿った審査登録基準（案）を作成していることが確認されました。ただし登録対象分野や継続教育の方法等、枠組みの詳細については2000年6月の次回調整委員会において議論されることとなりました。なお、上記8カ国については、次回調整委員会において審査登録基準（案）の追加審査を受け、その適合性を確認することを条件に、提出した審査登録基準（案）に準拠して、暫定的にAPEC エンジニアの審査登録を開始できることとなりました。

最後に今後のスケジュールについて触れたいと思います。

第2回調整委員会および業務免許管轄当局向けワークショップは2000年6月11～13日にかけてカナダのバンクーバーにて開催されます。その後2000年8月頃に最終報告書（案）を各国へ配布し、2000年10月頃に調整委員会においてステージ3最終報告書承認という流れが予定されています。

わが国としても、この流れに乗り遅れることのないよう積極的な対応を図る必要があります。また、諸外国に比べ試験が難しく、資格保有者の数も少ない技術士について、制度自体の改善へ向け、現在、技術士審議会において熱心な検討が進められています。早ければ来年の通常国会へ技術士法改正案が上程されることとなります。

（注）APEC：アジア太平洋経済協力会議。

加盟国は、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、中国、インドネシア、日本、マレーシア、パプアニューギニア、フィリピン、韓国、シンガポール、タイ、香港、メキシコ、ニュージーランド、米国、台湾の18の国・地域。